

私立学校教職員共済
第四期特定健康診査等実施計画

令和6年3月

日本私立学校振興・共済事業団

目 次

はじめに	1
第1章 私学共済制度の構成	1
1 私学共済制度の加入者等の状況	1
2 第三期特定健康診査等実施状況	4
3 特定健康診査等の実施における基本的な考え方	5
第2章 達成しようとする目標	6
第3章 特定健康診査等の対象者数に関する事項	6
1 特定健康診査の対象者の定義	6
2 特定健康診査の対象者数（推計）	6
3 特定保健指導の対象者の定義	7
4 特定保健指導の対象者数（推計）	8
第4章 特定健康診査等の実施方法	10
1 実施場所	10
2 実施項目	10
3 実施期間	11
4 委託の有無	11
5 受診方法及び受診費用の負担	12
6 周知・案内方法	12
7 健診データの受領方法	13
8 受診券・利用券	13
9 代行機関	13
10 特定保健指導対象者の選定方法	13
11 年間スケジュール	13
第5章 個人情報の保護	14
1 特定健康診査等の実施における個人情報の保護規程の周知徹底	14
2 特定健康診査等の記録の保存方法、保存に係る外部委託	14
3 特定健康診査等の記録の管理	14

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知	14
-----------------------	----

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	14
-------------------------	----

第8章 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために必要と認める事項	15
--------------------------------------	----

<資料編>

資料1 年間スケジュール	16
--------------	----

資料2 特定健康診査受診券・特定保健指導利用券（見本）	17
-----------------------------	----

資料3 関係法令（抜粋）	18
--------------	----

資料4 第三期特定健康診査等取組み状況	20
---------------------	----

はじめに

本計画は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学事業団」という。）が「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を実施するにあたっての基本的な事項及びその成果に係る目標に関する事項について、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 150 号）」（以下「特定健康診査等基本指針」という。）に基づいて定めるものである。

なお、特定健康診査とは、内臓脂肪型肥満が糖尿病、脂質異常症、高血圧などを引き起こし、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクを高めること、さらに生活習慣の改善等により、これらのリスクを低減させ、重症化を予防することができるという考え方にに基づき、実施年度中に 40 歳から 74 歳になる加入者、被扶養者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査を実施するものである。

また、特定保健指導とは、特定健康診査の結果に基づき、健康の保持に努める必要がある者に対して計画的に、生活習慣改善のための支援等を実施するものである。

第 1 章 私学共済制度の構成

1 私学共済制度の加入者等の状況

私学共済制度の加入校数は令和 5 年 3 月末現在約 14,800 校あり、全国各地に分布している。また、学校等の種別は大学から幼稚園・各種学校・専修学校などと幅広く規模は多様である。

令和 5 年 3 月末の短期給付適用の加入者数は約 60 万人、任意継続加入者数は約 2 万人、被扶養者（任意継続加入者の被扶養者を含む。）数は約 34 万人であり、合計約 96 万人となっている。

このうち、特定健康診査等の対象となる 40 歳から 74 歳の人数は、加入者が約 34 万人、被扶養者と任意継続加入者を合わせて約 10 万人であり、合計約 45 万人である。（図表 1～3 参照）

なお、全年代の加入者等にかかる医療給付費は令和 3 年度約 1,384 億円、令和 4 年度約 1,473 億円である。

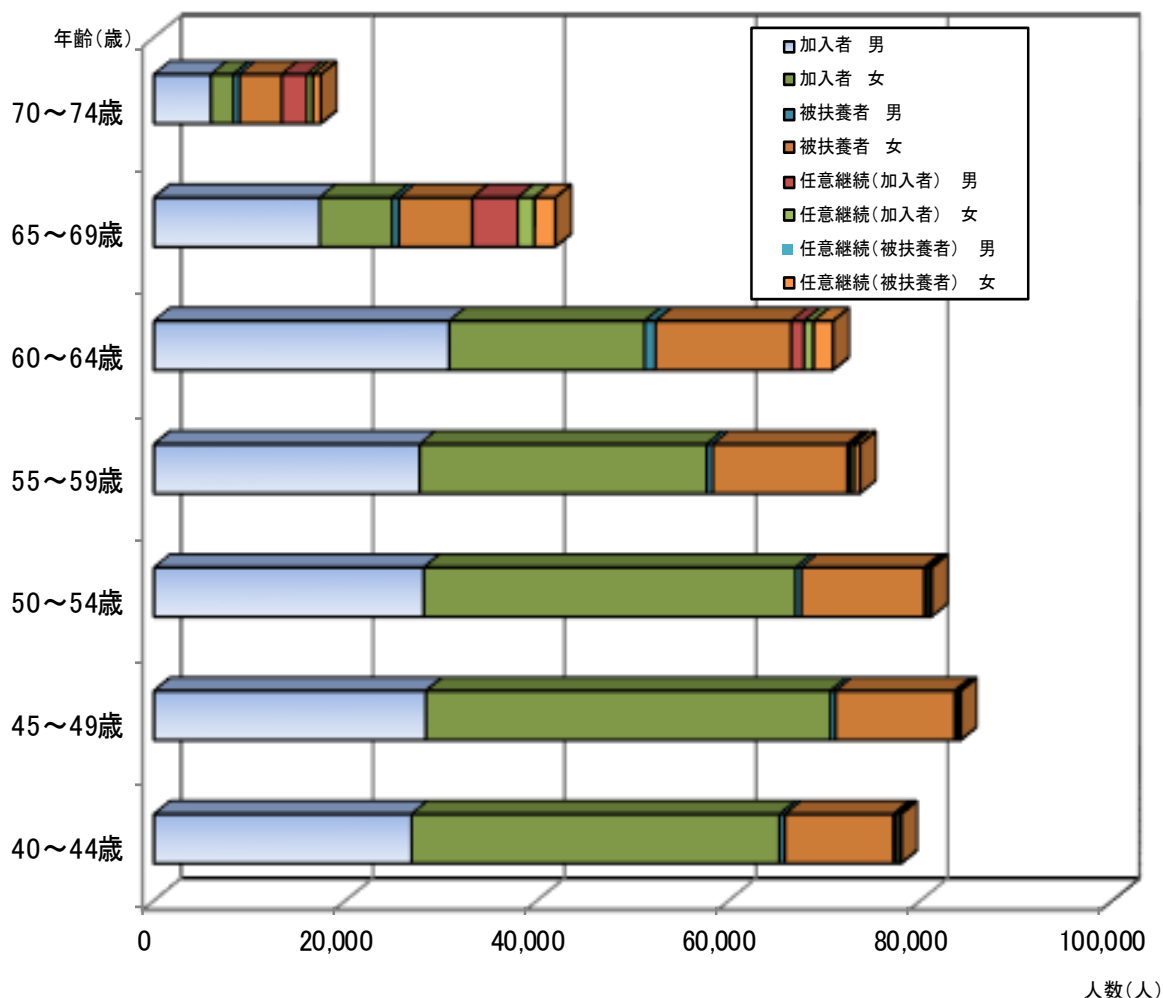
図表 1.加入者等の年齢別人数内訳(令和 5 年 3 月末)

(単位:上段・人、下段・%)

年齢構成	総計			加入者			被扶養者 (加入者分)			任意継続加入者			被扶養者 (任意継続加入者分)		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性
全体	957,955	378,410	579,545	600,734	241,120	359,614	331,548	125,253	206,295	16,498	10,278	6,220	9,175	1,759	7,416
	(100.0)	(39.5)	(60.5)	(62.7)	(25.2)	(37.5)	(34.6)	(13.1)	(21.5)	(1.7)	(1.1)	(0.6)	(1.0)	(0.2)	(0.8)
0~19歳	195,582	99,889	95,693	129	41	88	194,092	99,126	94,966	0	0	0	1,361	722	639
	(20.4)	(10.4)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(20.3)	(10.3)	(9.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
20~24歳	77,631	22,017	55,614	45,983	5,272	40,711	30,961	16,434	14,527	108	8	100	579	303	276
	(8.1)	(2.3)	(5.8)	(4.8)	(0.6)	(4.2)	(3.2)	(1.7)	(1.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)
25~29歳	86,977	22,961	64,016	79,298	19,749	59,549	6,624	2,896	3,728	736	146	590	319	170	149
	(9.1)	(2.4)	(6.7)	(8.3)	(2.1)	(6.2)	(0.7)	(0.3)	(0.4)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
30~34歳	75,481	26,308	49,173	66,659	24,678	41,981	7,748	1,222	6,526	740	251	489	334	157	177
	(7.9)	(2.7)	(5.1)	(7.0)	(2.6)	(4.4)	(0.8)	(0.1)	(0.7)	(0.1)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
35~39歳	75,234	27,277	47,957	63,831	26,185	37,646	10,436	737	9,699	647	228	419	320	127	193
	(7.9)	(2.8)	(5.0)	(6.7)	(2.7)	(3.9)	(1.1)	(0.1)	(1.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
40~44歳	77,957	27,723	50,234	65,288	26,881	38,407	11,873	551	11,322	583	225	358	213	66	147
	(8.1)	(2.9)	(5.2)	(6.8)	(2.8)	(4.0)	(1.2)	(0.1)	(1.2)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
45~49歳	84,181	29,142	55,039	70,584	28,379	42,205	12,977	544	12,433	489	209	280	131	10	121
	(8.8)	(3.0)	(5.7)	(7.4)	(3.0)	(4.4)	(1.4)	(0.1)	(1.3)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
50~54歳	81,137	28,969	52,168	66,946	28,149	38,797	13,437	600	12,837	546	210	336	208	10	198
	(8.5)	(3.0)	(5.4)	(7.0)	(2.9)	(4.0)	(1.4)	(0.1)	(1.3)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
55~59歳	73,655	28,691	44,964	57,682	27,727	29,955	14,671	644	14,027	702	310	392	600	10	590
	(7.7)	(3.0)	(4.7)	(6.0)	(2.9)	(3.1)	(1.5)	(0.1)	(1.5)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.1)
60~64歳	70,856	33,378	37,478	51,198	30,819	20,379	15,302	1,149	14,153	2,293	1,350	943	2,063	60	2,003
	(7.4)	(3.5)	(3.9)	(5.3)	(3.2)	(2.1)	(1.6)	(0.1)	(1.5)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.2)	(0.0)	(0.2)
65~69歳	41,869	22,797	19,072	24,850	17,294	7,556	8,369	695	7,674	6,445	4,734	1,711	2,205	74	2,131
	(4.4)	(2.4)	(2.0)	(2.6)	(1.8)	(0.8)	(0.9)	(0.1)	(0.8)	(0.7)	(0.5)	(0.2)	(0.2)	(0.0)	(0.2)
70~74歳	17,383	9,252	8,131	8,282	5,944	2,338	5,050	651	4,399	3,209	2,607	602	842	50	792
	(1.8)	(1.0)	(0.8)	(0.9)	(0.6)	(0.2)	(0.5)	(0.1)	(0.5)	(0.3)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.1)
75歳以上	8	4	4	0	0	0	8	4	4	0	0	0	0	0	0
	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
(再掲) 40~74歳	447,038	179,952	267,086	344,830	165,193	179,637	81,679	4,834	76,845	14,267	9,645	4,622	6,262	280	5,982
	(46.7)	(18.8)	(27.9)	(36.0)	(17.2)	(18.8)	(8.5)	(0.5)	(8.0)	(1.5)	(1.0)	(0.5)	(0.7)	(0.0)	(0.6)

※下段に記載の率は、総計の全体合計に対する割合である。

図表2.40～74歳の年齢分布(令和5年3月末)



図表3.加入者等の男女比(令和5年3月末)

(単位:上段・人、下段・%)

男女比					
	総計	加入者	被扶養者 (加入者分)	任意継続加入者	被扶養者 (任意継続加入者分)
全体	957,955 (100.0)	600,734 (62.7)	331,548 (34.6)	16,498 (1.7)	9,175 (1.0)
男性	378,410 (39.5)	241,120 (25.2)	125,253 (13.1)	10,278 (1.1)	1,759 (0.2)
女性	579,545 (60.5)	359,614 (37.5)	206,295 (21.5)	6,220 (0.6)	7,416 (0.8)
40～74歳	447,038 (100.0)	344,830 (77.1)	81,679 (18.3)	14,267 (3.2)	6,262 (1.4)
男性	179,952 (40.3)	165,193 (37.0)	4,834 (1.1)	9,645 (2.2)	280 (0.1)
女性	267,086 (59.7)	179,637 (40.2)	76,845 (17.2)	4,622 (1.0)	5,982 (1.3)

2 第三期特定健康診査等実施状況

(1) 特定健康診査実施率（目標と実績）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
加 入 者	目標	83%	85%	87%	89%	91%	93%
	実績	81.0%	80.8%	80.0%	82.2%	82.8%	—
被 扶 養 者	目標	35%	40%	45%	50%	55%	60%
	実績	29.5%	32.9%	29.3%	33.9%	35.4%	—
任意継続加入者	目標	35%	40%	45%	50%	55%	60%
	実績	36.2%	39.8%	34.4%	41.3%	43.2%	—
全 体	目標	70%	73%	76%	79%	82%	85%
	実績	67.7%	68.9%	67.7%	70.9%	72.3%	—

※5年度の実績は6年11月1日に厚労省へ報告し確定するため、表示していない。

(2) - 1 特定保健指導（動機付け支援）実施率（目標と実績）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
加 入 者	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	14.1%	9.8%	9.2%	8.4%	8.1%	—
被 扶 養 者	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	9.5%	5.3%	4.8%	5.9%	7.6%	—
任意継続加入者	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	6.7%	4.1%	5.8%	4.0%	5.2%	—
全 体	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	13.7%	9.4%	8.9%	8.2%	8.0%	—

※5年度の実績は6年11月1日に厚労省へ報告し確定するため、表示していない。

(2) - 2 特定保健指導（積極的支援）実施率（目標と実績）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
加 入 者	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	8.5%	8.0%	6.2%	6.6%	6.6%	—
被 扶 養 者	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	7.1%	5.4%	4.2%	5.0%	6.2%	—
任意継続加入者	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	7.2%	4.6%	2.9%	3.1%	3.9%	—
全 体	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	8.4%	7.9%	6.2%	6.5%	6.6%	—

※5年度の実績は6年11月1日に厚労省へ報告し確定するため、表示していない。

(2) - 3 特定保健指導（積極的支援・動機付け支援）実施率（目標と実績）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
加 入 者	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	11.5%	9.0%	7.8%	7.6%	7.5%	—
被 扶 養 者	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	8.9%	5.4%	4.7%	5.7%	7.3%	—
任意継続加入者	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	6.8%	4.2%	5.3%	3.8%	5.0%	—
全 体	目標	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	実績	11.3%	8.8%	7.7%	7.5%	7.4%	—

※5年度の実績は6年11月1日に厚労省へ報告し確定するため、表示していない。

3 特定健康診査等の実施における基本的な考え方

(1) 計画の期間

第四期実施計画として令和6年度から令和11年度までの6か年とする。

(2) 特定健康診査等の実施に係る留意事項

特定保健指導の実施に際しては、対象者に必要な行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるよう、さらには、生活習慣改善の必要性や本人のやる気や意識に即して対応する支援内容、方法が適切に実施できるような体制整備を図る必要がある。

(3) 学校法人等が行う定期健康診断との関係

学校法人等が実施する学校保健安全法等による定期健康診断は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査に優先される。そのため、定期健康診断の対象者である加入者については、従来どおり学校法人等による定期健康診断を受診し、私学事業団はそのデータを受領する（健診費用については、従来どおり学校法人等が負担する。）。

定期健康診断の対象とならない被扶養者、任意継続加入者及びその被扶養者については私学事業団が実施する特定健康診査を受診し、その費用は福祉分掛金で賄う。

第2章 達成しようとする目標

特定健康診査等基本指針に掲げる実施率目標をもとに、以下のとおり第四期の目標を設定する。

(1) 特定健康診査実施率目標

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
加 入 者	85%	86%	87%	88%	89%	90%
被 扶 養 者	40%	44%	48%	52%	56%	60%
任意継続加入者	40%	44%	48%	52%	56%	60%
全 体	75%	77%	79%	81%	83%	85%

(2) 特定保健指導実施率目標

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
加 入 者	12%	15%	18%	22%	26%	30%
被 扶 養 者	12%	15%	18%	22%	26%	30%
任意継続加入者	12%	15%	18%	22%	26%	30%
全 体	12%	15%	18%	22%	26%	30%

第3章 特定健康診査等の対象者数に関する事項

1 特定健康診査の対象者の定義

実施年度中に40歳から74歳になる者で、かつ当該実施年度の1年間を通じて私学共済制度の短期給付の適用を受ける加入者（任意継続加入者含む。）および被扶養者を特定健康診査の対象とする。

※妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）は対象除外

2 特定健康診査の対象者数（推計）

(1) 加入者

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対 象 者 数	360,314	370,057	380,063	390,340	400,895	411,735
実施率目標(%)	85%	86%	87%	88%	89%	90%
目標実施者数	305,222	317,289	330,043	343,504	357,694	372,629

(2) 被扶養者

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対 象 者 数	84,537	82,685	80,873	79,102	77,370	75,676
実施率目標(%)	40%	44%	48%	52%	56%	60%
目標実施者数	33,815	36,381	38,819	41,133	43,327	45,406

(3) 任意継続加入者

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数	15,425	15,328	15,232	15,136	15,041	14,946
実施率目標(%)	40%	44%	48%	52%	56%	60%
目標実施者数	6,170	6,744	7,311	7,871	8,423	8,968

(4) 全体

(人)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
対象者数	460,276	468,070	476,168	484,578	493,306	502,357
実施率目標(%)	75%	77%	79%	81%	83%	85%
目標実施者数	345,207	360,414	376,173	392,508	409,444	427,003

※特定健診対象者数は、令和5年の特定健診対象者数を基に過去5年間の増減率を用いて推計した。なお、全体の実施率目標から推計した目標実施者数と種別ごとの実施率目標から推計した目標実施者数の合計との差異は加入者の目標実施者数で調整している。

3 特定保健指導の対象者の定義

特定健康診査の結果を下表の基準により判定・階層化し、「動機付け支援」「積極的支援」に該当した者を特定保健指導の対象者とする。

※糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者については、既に医師の指示の下で改善あるいは重症化の予防に向けた取り組みが進められているため、特定保健指導の対象とならない。

〔判定・階層化の基準〕

腹囲	追加リスク	④喫煙	対 象	
	①血糖②脂質③血圧		40-64歳	65-74歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	/		

※追加リスクの基準値は、①血糖：空腹時/随時血糖 100 mg/dl 以上又は HbA1c (NGSP 値) 5.6%以上 (空腹時血糖と HbA1c の両方測定した場合は、空腹時血糖の値を優先とする)、②脂質：空腹時中性脂肪 150 mg/dl 以上 (やむを得ない場合は、随時中性脂肪 175 mg/dl 以上) 又は HDL コレステロール 40 mg/dl 未満、③血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上

※④喫煙の斜線欄は階層化の判定が喫煙の有無に関係ないことを意味する。

4 特定保健指導の対象者数（推計）

（1）加入者

（人）

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
健診目標実施者数		305,222	317,289	330,043	343,504	357,694	372,629
動機付け支援	対象者数	29,818	30,997	32,243	33,558	34,945	36,404
	実施率目標（%）	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	目標実施者数	3,578	4,649	5,804	7,383	9,086	10,922
積極的支援	対象者数	23,443	24,370	25,350	26,384	27,474	28,621
	実施率目標（%）	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	目標実施者数	2,813	3,656	4,563	5,804	7,143	8,586
対象者数計		53,261	55,367	57,593	59,942	62,419	65,025
実施率目標（%）		12%	15%	18%	22%	26%	30%
目標実施者数計		6,391	8,305	10,367	13,187	16,229	19,508

※特定保健指導対象者の発生率は令和2年度から4年度までの実績の平均値を用いている。

（2）被扶養者

（人）

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
健診目標実施者数		33,815	36,381	38,819	41,133	43,327	45,406
動機付け支援	対象者数	1,871	2,013	2,148	2,276	2,398	2,513
	実施率目標（%）	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	目標実施者数	224	302	387	501	623	754
積極的支援	対象者数	590	635	678	718	756	793
	実施率目標（%）	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	目標実施者数	71	95	122	158	197	238
対象者数計		2,461	2,648	2,826	2,994	3,154	3,306
実施率目標（%）		12%	15%	18%	22%	26%	30%
目標実施者数計		295	397	509	659	820	992

※特定保健指導対象者の発生率は令和2年度から4年度までの実績の平均値を用いている。

(3) 任意継続加入者

(人)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
健診目標実施者数		6,170	6,744	7,311	7,871	8,423	8,968
動機付け支援	対象者数	704	770	835	899	962	1,024
	実施率目標(%)	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	目標実施者数	85	115	150	198	250	307
積極的支援	対象者数	145	158	172	184	199	210
	実施率目標(%)	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	目標実施者数	17	24	31	40	52	63
対象者数計		849	928	1,007	1,083	1,161	1,234
実施率目標(%)		12%	15%	18%	22%	26%	30%
目標実施者数計		102	139	181	238	302	370

※特定保健指導対象者の発生率は令和2年度から4年度までの実績の平均値を用いている。

(4) 全体

(人)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
健診目標実施者数		345,207	360,414	376,173	392,508	409,444	427,003
動機付け支援	対象者数	32,393	33,780	35,226	36,733	38,305	39,941
	実施率目標(%)	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	目標実施者数	3,887	5,066	6,341	8,082	9,959	11,983
積極的支援	対象者数	24,178	25,163	26,200	27,286	28,429	29,624
	実施率目標(%)	12%	15%	18%	22%	26%	30%
	目標実施者数	2,901	3,775	4,716	6,002	7,392	8,887
対象者数計		56,571	58,943	61,426	64,019	66,734	69,565
実施率目標(%)		12%	15%	18%	22%	26%	30%
目標実施者数計		6,788	8,841	11,057	14,084	17,351	20,870

※特定保健指導対象者の発生率は令和2年度から4年度までの実績の平均値を用いている。

第4章 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

特定健康診査は、加入者については、学校保健安全法又は労働安全衛生法で義務付けられる定期健康診断の結果を活用することから、学校法人等又は学校法人等が契約する健診機関において実施する。

被扶養者及び任意継続加入者（以下「被扶養者等」という。）については、私学事業団が契約した健診機関（以下「指定特定健康診査機関」という。）において実施する。

特定保健指導は、加入者、被扶養者、任意継続加入者とも私学事業団が契約した特定保健指導機関（以下「指定特定保健指導機関」という。）において実施する。

また、東京臨海病院及び会館（共済業務課）を積極的に活用する。

2 実施項目

(1) 特定健康診査

高齢者医療法等に定められた実施項目とする。具体的には以下のとおり。

- 既往歴（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）
- 自覚症状及び他覚症状の有無
- 身長、体重及び腹囲（腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMI が 20 未満の者、もしくは BMI が 22 未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者）に基づき、医師が必要でないとする時は、省略することができる。また、腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可とする。）
- BMI
- 血圧
- 肝機能検査
 - ・ アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ（AST（GOT））
 - ・ アラニンアミノトランスフェラーゼ（ALT（GPT））
 - ・ ガンマグルタミルトランスフェラーゼ（ γ -GT）
- 血中脂質検査
 - ・ 空腹時中性脂肪（血清トリグリセライド）
※やむを得ない場合は、随時中性脂肪も可
※10時間以上の絶食を「空腹時」とし、空腹時であることが確認できない場合を「随時」とする
 - ・ 高比重リポ蛋白コレステロール（HDL コレステロール）
 - ・ 低比重リポ蛋白コレステロール（LDL コレステロール）
※中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可とする
- 血糖検査
 - ・ 空腹時血糖
 - ・ ヘモグロビン A1c（HbA1c）（NGSP 相当値）

※やむを得ない場合は随時血糖も可(食事開始から 3.5 時間以上経過した場合に限る)

- 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無)

なお、以下の項目は医師の判断に基づき選択的に実施する。

- 貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定)
- 心電図検査(12 誘導心電図)
- 眼底検査
- 血清クレアチニン検査(eGFR による腎機能の評価を含む)

(2) 特定保健指導

厚生労働省令等に定められた要件を満たすものとし、以下のいずれかの支援を実施する。

- 動機付け支援: 医師、保健師、管理栄養士等の面接による指導のもとに、行動計画を策定し生活習慣の改善のための動機付けに関する支援及び 3 か月以上経過後に実績評価を行う。
- 積極的支援: 動機付け支援に加え、当該計画の進捗状況に関する評価及び生活習慣の改善のための働きかけを 3 か月以上継続して行い、実績評価を行う。

3 実施期間

特定健康診査、特定保健指導とも年度を通じて実施する(詳細は資料 1 スケジュール参照のこと)。

特定健康診査については、原則として毎年度 3 月末までに実施し、翌年度 5 月末までに健診データを受領する。

特定保健指導については、原則として翌年度 7 月末までに初回面談を開始できるよう実施する。

4 委託の有無

(1) 特定健康診査

指定特定健康診査機関へ委託する。特に被扶養者等の利便性を確保するために、市町村国保の特定健康診査等の枠組みを利用する集合契約(都道府県単位の保険者協議会における代表保険者と都道府県内の地区医師会等とが契約)や全国組織の健診機関等のグループ(日本人間ドック学会・日本病院会・全日本病院協会・結核予防会・全国労働衛生団体連合会・予防医学事業中央会・日本総合健診医学会)との集合契約(以下「集合契約」という。)を結び、全国での受診が可能となるよう配慮する。

また、その集合契約では希望する健診機関を選択することができない被扶養者等が生じないように、必要に応じて私学事業団が個別に健診機関と契約(以下「個別契約」という。)することにより受診機関を確保する。

(2) 特定保健指導

指定特定保健指導機関へ委託する。特に加入者及び被扶養者等の利便性を確保するために、集合契約を結び、全国での利用が可能となるよう配慮する。

また、その集合契約では希望する特定保健指導機関を選択することができない被扶養者等が生じないように、東京臨海病院によるオンライン面談を実施するとともに、遠隔面談が可能な特定保健指導機関と個別契約することにより ICT を活用した特定保健指導機関を確保する。さらに、特定保健指導の利用を促すため、独自性を持った複数の特定保健指導機関と個別契約する。

5 受診方法及び受診費用の負担

(1) 特定健康診査

加入者については、前述のとおり学校法人等における定期健康診断の受診をもって特定健康診査の実施を行ったものとする。

被扶養者等については、私学事業団から、特定健康診査対象者である被扶養者等へ「特定健康診査受診券（セット券）」（有効期限：毎年度3月末）（以下「受診券」という。）を加入者住所宛に送付する。当該被扶養者等は、「受診券」を加入者証、加入者被扶養者証等とともに指定特定健康診査機関に提出して特定健康診査を受診する。

被扶養者等に対する特定健康診査にかかる費用は私学事業団が全額を負担するため当分の間無料とする。ただし、所定の実施項目以外の検査を受診した場合は、その費用は自己負担とする。

なお、私学事業団が実施する会場型特定健康診査においては、健康の保持増進並びに実施率の向上を図るため、保健経理の予算内で任意の検査を付加することができる。

(2) 特定保健指導

特定保健指導対象者には「特定保健指導利用券」（有効期限：翌年度7月末）（以下「利用券」という。）を私学事業団から対象者の住所宛に送付する。

当該加入者・被扶養者等は、「利用券」を加入者証、加入者被扶養者証等とともに指定特定保健指導機関に提出して特定保健指導を受ける。

特定保健指導にかかる費用は私学事業団が全額を負担するため当分の間無料とする。ただし、私学事業団が指定特定保健指導機関と契約した支援内容以外を利用した場合は、その費用は自己負担とする。

なお、私学事業団が実施する会場型特定保健指導においては、実施率の向上を図るため、保健経理の予算内で健康管理用品等を提供することができる。

6 周知・案内方法

特定健康診査等の実施については、対象者に対して「受診券」、「利用券」を送付するとともに、ガイドブックを同封する。

また、学校向け広報誌「月報私学」、加入者向け広報誌「共済だより（レター）」及びホームページにおいて制度を紹介するとともに、東京臨海病院や会館（共済業務課）等においても事業内容の周知や問合せ等に対応する。

7 健診データの受領方法

特定健康診査のデータは、加入者分については各学校法人等が取りまとめ、一括して私学事業団へ送付する。学校法人等から私学事業団へ提出するデータは、原則として国が規定する標準様式にて電子化されたデータとするが、やむを得ない場合は紙ベースのデータの提出も受け入れることとする。

なお、健診データの送付にあたっては、個人情報保護の観点から書留、簡易書留及び配達証明等によるものとする。

被扶養者等の健診データについては、指定特定健康診査機関において受診した場合は、社会保険診療報酬支払基金を経由し、電子データにより受領する。東京臨海病院及び一部の会場型特定健康診査の健診データは同支払基金を経由せず、直接私学事業団へ送付される。パート勤務先の定期健康診断など他の医療保険者等が実施する特定健康診査を受診した場合は、本人が私学事業団へ健診結果を送付する。

8 受診券・利用券

(1) 様式

特定健康診査等を集合契約等外部委託の形態で受診・利用する際には、健診・保健指導機関の窓口において「受診券」・「利用券」を提示する必要がある。この受診券・利用券の様式については資料2を参照のこと。

(2) 交付時期

受診券は、毎年5月下旬頃交付する。

利用券は、特定健康診査結果データの受領後に、随時交付する。

(3) 発送作業

所定の手続きに則り委託事業者を選定した上で委託して実施する。

9 代行機関

健診機関・保健指導機関との費用の決済や健診・保健指導データの取りまとめに関する事務については、社会保険診療報酬支払基金を「代行機関」とする。

10 特定保健指導対象者の選定方法

特定保健指導対象者は、国が定める階層化の方法により選定する。

11 年間スケジュール

年間スケジュールについては、資料1を参照のこと。

第5章 個人情報の保護

1 特定健康診査等の実施における個人情報の保護規程の周知徹底

特定健康診査等の実施においては、日本私立学校振興・共済事業団個人情報保護方針に従い、日本私立学校振興・共済事業団個人情報管理規程（以下「個人情報管理規程」という。）第8条に定める規定に基づいて必要な教育研修を行い、周知徹底を図る。

2 特定健康診査等の記録の保存方法、保存に係る外部委託

特定健康診査等記録は電子データ化し、株式会社NTTデータが提供する「特定健診・特定保健指導共同情報処理システム」を利用して登録する。これに伴い、特定健康診査等の記録は「特定健診・特定保健指導共同情報処理システムデータセンター」に保存・管理される。

特定健康診査等記録の保存期間は5年間とし、保管年限終了後は、私学事業団において消去・廃棄する。

また、CD-R等の電子媒体によるデータ及び紙データによって学校法人等から収集した特定健康診査等の記録は私学事業団が契約している保管業者の外部倉庫において5年間保管し、保管年限終了後は、私学事業団において消去・廃棄する。

3 特定健康診査等の記録の管理

個人情報管理規程等に基づき、具体的な対策方針を定め、特定健康診査等の記録を管理する。

第6章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、私学事業団ホームページに掲載し公表する。また、学校向け広報誌「月報私学」及び加入者向け広報誌「共済だより（レター）」において周知を図り、私学団体等に対しても周知を図る。

第7章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

毎年、事業の実施状況、目標値の達成状況及び経年変化の推移等を検証し、定期的に計画の評価・見直しを行うこととする。

また、国の特定健康診査等の制度の見直しが行われた場合は、必要に応じて本計画を見直すこととする。

第8章 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために必要と認める事項

特定健康診査等の実施にあたっては、データヘルス計画等健康増進に資する取り組みとの調和をとるとともに、他制度の医療保険者（共済組合や健康保険組合等）との連携・協力を図る。

東京臨海病院においては、医師、保健師及び管理栄養士等の職員が加入者等に対する健康情報の提供等の業務を実施することとし、各会館の共済業務課においても、事業を円滑に実施するための保健事業を積極的に推進する。

特定健康診査等の事業に関与する私学事業団職員で必要と認められる者については、特定健康診査等の実践養成のための研修に随時参加させるなど、円滑な実施のための資質向上に取り組む。

<資料編>

資料1 年間スケジュール

資料2 特定健康診査受診券・特定保健指導利用券（見本）

資料3 関係法令（抜粋）

資料4 第三期特定健康診査等取組み状況

資料1 年間スケジュール

	私学事業団	加入者・学校法人等	
		特定健康診査	特定保健指導
4月	健診機関・保健指導機関との契約等		
5月	特定健診対象者の抽出 支払基金に受診券・利用券発行情報の登録 案内書・対象者リスト 被扶養者・任継者の受診券（有効期限：当年度3月31日）の発送（5月下旬頃）	学校法人等 定期健康診断結果データの提供 被扶養者・任継者 受診券による健診・結果データの提供（健診機関経由）	
6月	当年度分健診結果データ受付の都度、入力・階層化・登録		
7月	情報提供通知の発送 ※特定保健指導該当者には利用券（有効期限：次年度7月31日）を同封		特定保健指導 利用開始
8月			
9月	順次	学校法人等からの健診結果データ提出期限（1回目）（4～8月に定期健康診断を実施する学校法人等）	
10月	前年度特定健診等実施率等の抽出		
11月	国へ前年度分特定健診等実績報告	順次	
12月			
1月		学校法人等からの健診結果データ提出期限（2回目）（9月以降定期健康診断を実施する学校法人等）	
2月			
3月	健診機関・保健指導機関との契約等の準備	受診券の受付終了(3月31日)	
4月	<次年度>		
5月	▼	学校法人等からの健診結果データ提出期限（最終5/15）（1～3月に定期健康診断を実施する学校法人等）	
6月		▼	▼
7月			前年度特定保健指導の初回面接受付終了(7月31日)

資料2 特定健康診査受診券・特定保健指導利用券（見本）

特定健康診査受診券(セット券)		注意事項	
2022年6月4日交付			
受診券整理番号	21100000000		
受診者の氏名	シガク タロウ		
性別	男		
生年月日	昭和57年08月17日		
有効期限	2024年3月31日		
健診内容	・特定健康診査 ・その他(当日保健指導)		
窓口での自己負担	特定健診(基本部分)	自己負担額	0円
	特定健診(詳細部分)	自己負担額	0円
	その他(追加項目)	負担額又は負担率	
	その他(保健指導)	負担額又は負担率	0円
		保険者負担上限額	無
保険者所在地	東京都文京区湯島1丁目7番5号		
保険者電話番号	03(3813)5321		
保険者番号・名称	34130021 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部		
契約とりまとめ機関	日本私立学校振興・共済事業団「集合A①」「集合A②」 「集合B①」「集合B②」		
支払代行機関番号	94899010		
支払代行機関名	社会保険診療報酬支払基金		
<p>1. 本券の交付を受けたときには、すぐに、下記の住所欄にご自宅の住所を自書してください。 (特定健康診査受診券結果等の送付に用います。)</p> <p>2. 特定健康診査を受診するときには、本券と加入者証(被扶養者は、加入者被扶養者証)を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。</p> <p>3. 特定健康診査は本券に記載してある有効期限内に受診してください。</p> <p>4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、当事業団において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診してください。</p> <p>5. 健診結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診してください。</p> <p>6. 加入者・被扶養者の資格を喪失した際は、10日以内に本券を当事業団に返送してください。</p> <p>7. 不正に本券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。</p> <p>8. 本券の記載事項に変更があった場合には、すぐに当事業団に差し出して訂正を受けてください。</p> <p>9. 本券は、人間ドック受診時の一部充当として使用できません。</p>			
<住所>	〒 —		
※住所は都道府県から正確に記入してください。			

特定保健指導利用券		注意事項	
2023年6月30日交付			
利用券整理番号	23300000000		
特定健康診査受診券整理番号			
受診者の氏名	シガク タロウ		
性別	男		
生年月日	昭和57年08月17日		
有効期限	2024年7月31日		
特定保健指導区分	動機づけ支援		
窓口での自己負担	自己負担	0円	
	保険者負担上限額	無	
保険者所在地	東京都文京区湯島1丁目7番5号		
保険者電話番号	03(3813)5321		
保険者番号・名称	34130021 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部		
契約とりまとめ機関	「(日本私立学校振興・共済事業団)集合A①」「集合B①」		
支払代行機関番号	94899010		
支払代行機関名	社会保険診療報酬支払基金		
<p>1. 特定保健指導を利用する際は、本券と加入者証(被扶養者の人は加入者被扶養者証)を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは利用できません。</p> <p>2. 医療機関に受診中の場合は、主治医に特定保健指導を受けてもよいかを確認してください。</p> <p>3. 特定保健指導は本券に記載してある有効期限内に利用してください。</p> <p>4. 特定保健指導の実施結果は当事業団において保存し、必要に応じ、次年度以降の特定保健指導等に活用しますので、ご了承のうえ、ご利用ください。</p> <p>5. 特定保健指導結果のデータファイルは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として、匿名化のうえ、部分的に提出されますので、ご了承のうえ、利用してください。</p> <p>6. 加入者・被扶養者の資格を喪失した際は、10日以内に本券を当事業団に返却してください。</p> <p>7. 特定保健指導実施中に、加入者資格を喪失した場合で、その後も保健指導の継続を希望される場合は、喪失後に発生した費用は自己負担となりますのでご注意ください。</p> <p>8. 本券の記載事項に変更があった際は、すぐに当事業団に申し出して訂正を受けてください。</p>			

資料3 関係法令（抜粋）

○学校保健安全法

（職員の健康診断）

第十五条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

二 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第十六条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

○労働安全衛生法

（健康診断）

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。

五 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

○高齢者の医療の確保に関する法律（抜粋）

（特定健康診査等実施計画）

第十九条 保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、六年ごとに、六年を一期として、特定健康診査等の実施に関する計画(以下「特定健康診査等実施計画」という。)を定めるものとする。

2 特定健康診査等実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定健康診査等の具体的な実施方法に関する事項
- 二 特定健康診査等の実施及びその成果に関する具体的な目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、特定健康診査等の適切かつ有効な実施のために必要な事項

3 保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（特定健康診査）

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたとき

は、この限りでない。

(他の法令に基づく健康診断との関係)

第二十一条 保険者は、加入者が、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断を受けた場合又は受けることができる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、前条の特定健康診査の全部又は一部を行つたものとする。

(特定保健指導)

第二十四条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、特定保健指導を行うものとする。

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第二十七条 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者があるときは、当該加入者が加入していた他の保険者に対し、当該他の保険者が保存している当該加入者に係る特定健康診査又は特定保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

2 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者の資格を取得した者が後期高齢者医療広域連合の被保険者の資格を有していたことがあるときは、当該後期高齢者医療広域連合に対し、当該後期高齢者医療広域連合が保存している当該加入者に係る第二百五条第一項に規定する健康診査又は保健指導に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等(厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するよう求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

資料4 第三期特定健康診査等取組み状況

実施開始年度	取 組 み 内 容
第二期以前からの継続した取組み	<p>H20</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集合契約 A・B 機関との契約 ○特定健康診査の広報誌・HP による周知 ○私学団体への特定健康診査等制度の概要説明・協力要請
	<p>H21</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健診結果データチェックツールの構築 ○会場型特定健康診査及び特定保健指導の実施 ○学校訪問型特定保健指導の試行実施
	<p>H22</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健診結果データ未提出校への提出勧奨の実施 ○人間ドック利用補助金請求者で健診結果データ未提出校への督促 ○学校訪問型特定保健指導の本格実施
	<p>H23</p> <ul style="list-style-type: none"> ○共済業務課の機能を活用した特定健康診査等の事業展開 <ul style="list-style-type: none"> ・会場型特定健康診査の実施 ・健診結果データ未提出校への督促 ・私学団体への特定健康診査制度の概要説明・協力要請等 ○各都道府県のがん検診情報の掲載（HP リンク） ○学校法人等へ特定健康診査及び特定保健指導の集計情報の提供開始 ○特定保健指導未利用者への勧奨試行実施（任意継続加入者・被扶養者）
	<p>H24</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定保健指導未利用者への勧奨本格実施（任意継続加入者・被扶養者） ○特定健康診査未受診者への勧奨試行実施（任意継続加入者・被扶養者）
	<p>H25</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査未受診者への勧奨本格実施（任意継続加入者・被扶養者） ○健診結果データ少人数提出校への提出勧奨の試行実施
	<p>H27</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人間ドック受診者に係る同日特定保健指導の試行実施（東京臨海病院）
	<p>H28</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健診結果データ少人数提出校への提出勧奨の本格実施 ○人間ドック受診者に係る同日特定保健指導の本格実施（東京臨海病院）
<p>H30</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘルスケアポイントの導入開始 ○人間ドック利用費用補助申請時の健診データの添付必須化（被扶養者・任意継続加入者）
<p>R1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○健診結果データ少人数提出校への提出勧奨の停止
<p>R3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○オンラインによる特定保健指導の開始（東京臨海病院）
<p>R4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○任意継続加入者・被扶養者に係る受診券（セット券）の発行開始